

## 法人向けインターネットバンキング(りょうしんビジネスバンキング) 預金の不正な払戻しに対する補償について

### 1. 補償制度について

#### (1) 補償制度の概要

本補償制度は、りょうしんビジネスバンキングをご利用中のお客さまが第三者による不正アクセスを受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、当組合がお客さまの被害を補償させていただく制度です。

#### (2) 補償金額

“原則” 1口座あたり、年額1,000万円を上限として被害額を補償いたします。

#### (3) 補償に関する注意事項

当組合が指定する所定のセキュリティ対策を実施されていない場合など、補償の対象外、もしくは補償を減額するケースがございます。

### 2. 補償制度の仕組み

りょうしんビジネスバンキングにおいて、預金等の不正な払戻しに遭われた場合、“原則” 1口座あたり、年額1,000万円を限度に補償を実施するものです。

ただし、以下の場合には補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することについては、お客さまの申告、または調査により、当組合が検討・判定した結果に基づきます。

## 補償の対象とならない、又は補償の減額となる主なケース

- ① りょうしんビジネスバンキングを『ご利用いただくうえで“必ず実施”いただくセキュリティ対策』を実施していなかった場合
- ② 身に覚えのない残高変動や資金の不正取引が発生した日の翌日から30日以内に当組合へ被害のお届けをいただけなかった場合
- ③ 警察に被害届を提出しなかった場合
- ④ 不正取引が発生した際に、銀行による調査および警察による捜査へご協力いただけなかった場合
- ⑤ 正当な理由なく、他人にログインID・ログインパスワード等を回答してしまった場合
- ⑥ パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ログインID・パスワード・暗証番号等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ⑦ 当組合が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にログインID・パスワード・暗証番号等を入力してしまった場合
- ⑧ お客さまの会社関係者、ご家族または使用人自らの行為、加担した盗用によって生じた損害の場合
- ⑨ 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用の場合
- ⑩ 電子メールアドレス、ご住所、お名前等の変更に係る当組合所定の手続が行われていない場合
- ⑪ お客さまが日本国外にお住まい、または日本国外で利用されている場合
- ⑫ 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合
- ⑬ お客さまの故意、または重大な過失によって生じた損害の場合

## ご利用いただくうえで“必ず実施”いただくセキュリティ対策

- ① 本人認証方法はワンタイムパスワード（ソフトウェアトークン）を契約し、同認証方法によりサービスを利用する。（提供実施後：平成 27 年 4 月提供予定）
- ② “無償提供”のセキュリティ対策ソフト「PhishWall プレミアム」をインストールしたパソコンで、同対策ソフトを利用してサービスを利用する。
- ③ インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS 例：Windows）やウェブブラウザ（例：Internet Explorer）等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新する。
- ④ パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等は使用しない。
- ⑤ お客さまご自身でパソコンにウイルスソフトを導入するとともに、常に最新の状態に更新したうえで利用する。
- ⑥ インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に更新する。
- ⑦ 電子証明書を導入している場合、当組合が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用はしない。